

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	建築計画概要書情報の目的外利用について
--------	---------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第 11 条第 2 項第 5 号（目的外利用）

（担当部課：地域文化部 生涯学習コミュニティ課 生涯学習コミュニティ係）

事業の概要

事業名	町会・自治会活性化支援事業
担当課	地域文化部生涯学習コミュニティ課
目的	地域におけるコミュニティの推進を図るため
対象者	建築確認終了後の建築主
事業内容	<p>新宿区は、新しく地域に入ってこられた方々に、近隣との良好な関係を築いていただくため、町会・自治会長に連絡を取っていただき、地域コミュニティへの参加のきっかけを作っていただく支援を行っている。</p> <p>現在、建築計画の相談に来庁した建築主（設計者）に対して、建築計画に基づき建築をしていく上での確認事項を示した「チェックリスト」（その中に「近隣への対応」という項目がある。）と町会・自治会の案内窓口をお知らせするチラシを配布しているが、チェック項目が40項目を超え、「近隣への対応」を示した項目までなかなか目が行き届かず、すべての建築主に対して町会・自治会を案内できない現状がある。</p> <p>今後、上記の「チェックリスト」と窓口案内のチラシの配布に加え、建築指導課が保有する建築確認後に提出される建築計画概要書の情報の一部を利用し、建築主に対して、町会・自治会長を案内するとともに、町会・自治会の活動を紹介するパンフなどを送付するものである。</p> <p><u>件数 年間約500 件</u></p>

件名 町会・自治会活性化支援事業のための建築計画概要書情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	建築指導課	利用課	生涯学習コミュニティ課
登録業務の名称	建築確認等申請書審査	登録業務の名称	町会・自治会活性化支援
登録業務の目的	建築物、工作物、昇降機の確認審査及び違反建築物の是正	登録業務の目的	建築主に町会・自治会長を案内し良好な関係を築いてもらう
登録業務に係る個人情報の記録媒体	紙	登録業務に係る個人情報の記録媒体	データ
目的外利用を行う理由	建築主に、町会・自治会長を案内し、近隣との良好な関係を築いていただくとともに、町会・自治会を中心とした地域コミュニティを活性化させる。		
目的外利用を行う情報項目	「建築計画概要書」中の ①建築主氏名・住所 ②建築物の地名地番 ③主要用途 ④工事種別 ⑤工事着手予定年月日 ⑥工事完了予定年月日		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙、電磁的記録		
目的外利用の時期・期間	平成23年 2月 1日 以降継続		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		